

○日野市木造住宅簡易耐震調査要綱

平成16年12月27日
制定

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震診断の実施に先立ち、国土交通省住宅局監修「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づく簡易耐震調査を行うことにより、耐震に関する意識の向上を図り、耐震診断の実施を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易耐震調査 調査項目に従って、耐震診断の実施が必要であるか判断するための予備調査をいう。(以下「調査」という。)
- (2) 調査機関 日野市と調査に関する委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- (3) 調査者 調査を実施する調査機関の一級建築士又は二級建築士の資格を有する者とする。

(調査の対象住宅)

第3条 調査の対象となる住宅(以下「調査対象住宅」という。)は、日野市内の木造(在来軸組工法に限る。)2階建て以下の住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含み、賃貸を目的とする住宅を除く。)で、昭和56年以前に建築されたものとする。

(調査の申請対象者)

第4条 調査の申請をすることができる者は、調査対象住宅を所有する個人とする。

(調査の費用)

第5条 調査機関が行った調査に要する費用は、日野市の負担とする。

(調査の制限)

第6条 調査の実施は、調査対象住宅1棟につき1回限りとする。なお、調査の実施件数は、予算の範囲内で行うものとする。

(調査の申請)

第7条 調査の申請をしようとする者は、調査を受ける前に、日野市木造住宅簡易耐震調査申請書(第1号様式)に次の各号のいずれかの書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 確認通知書又は検査済証
- (2) 登記簿謄本等の写し
- (3) 市民部資産税課で交付する家屋評価証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が調査対象住宅に該当すると判断できると認められた書類

(調査の実施決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、調査の実施の可否を決定し、日野市木造住宅簡易耐震調査申請受領書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(調査の実施条件)

第9条 市長は、前条に規定する実施決定をする場合において、調査の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(調査への協力)

第10条 申請者は、調査者から調査に必要な事項について、聞き取り、資料等の提示等を求められた場合において、速やかに協力するよう努めなければならない。

(調査の中止)

第11条 調査を実施することとなった者が、調査の実施を中止しようとするときは、日野市木造住宅簡易耐震調査中止届(第3号様式)により、市長に届け出なければならない。なお、この届け出があったときは、当該調査の実施決定は、効力を失うものとする。

(調査の報告)

第12条 市長は、調査が完了したときは、速やかに調査結果を日野市木造住宅簡易耐震調査結果報告書(第4号様式)により、申請者に交付する。

(調査の実施決定の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、実施が決定されている調査の取消しを日野市木造住宅簡易耐震調査実施取消し通知書(第5号様式)により、命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により調査の申請をしたとき。
- (3) 調査の実施決定に付した条件に違反したとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、日野市木造住宅耐震診断補助金交付要綱(平成15年6月24日制定)が失効する日をもって効力を失う。